



郷土歴史資料館 だより



クラウドファンディング
目標額を達成しました！

あわら市の至宝、^{けつしょうみみかざり} 玦状耳飾（縄文時代の石製アクセサリー、^{くわのいせまじゆつじん} 桑野遺跡出土品）国指定重要文化財）を守り伝え、子どもたちはもちろん市民の皆さんにもっと知ってもらいたいと考えていました。そこで体験教室や展示など、利活用をしやすいレプリカ作成のための資金 300 万円をクラウドファンディングにて 1 月 31 日まで募集しました。その結果 187 人から目標額を大きく上回る 484 万 7 千円ものご支援をいただきました。これだけ大勢の人に注目していただき、多額の寄付をいただいたことに、館員一同心より感謝申し上げます。

いただいた寄付金は、玦状耳飾など 41 点の精巧なレプリカを作成するための費用として大切に活用させていただきます。

事業の進捗状況については、その都度ご報告させていただきますので、引き続き応援をお願いします。

ミニ展示開催中！
「かがやき」「はくたか」「つるぎ」のルーツはここにあり！

北陸新幹線芦原温泉駅が開業し、あわら市にも新幹線が停車するようになります。

北陸新幹線は「かがやき」「はくたか」「つるぎ」と 3 種類ありますが、名前のルーツをご存じですか？

本展では、その名前のルーツに迫ります！

と き 3月9日（土）～5月6日（月・祝）

と ころ 郷土歴史資料館
レストスペース

入 場 料 無料



▲ 特急かがやき

郷土歴史資料館（金津本陣 IKOSSA 2 階）
休館日 月曜日・第 4 木曜日（祝日の場合はその翌日）

開館時間 9 時 30 分～18 時（最終入館 17 時 30 分）
問 合 せ ☎ 73-5158 FAX 73-1038 ✉ maibun@city.awara.lg.jp

消費者センターだより

「簡単に稼げる」「必ず儲かる」うまい話には要注意！

インターネットで、副業や投資で「簡単に稼げる」「必ず儲かる」といった内容の広告を見て契約をしたら、高額な手数料や情報商材（高額な収入を得るためのノウハウなど）の購入費用を請求されたといった内容の相談が相次いで寄せられています。



【相談事例】

ネット検索で「1 日たった数分の作業で簡単に稼げる」との広告を見て、SNS で友達登録したら電話があった。簡単なブログを書いて投稿すれば月 2 5 万円くらいの報酬になると聞き、5 千円のマニュアルを購入した。その後事業者から「有料のプランに入らなければ儲からない。一番安いプランは 8 0 万円」と言われた。お金がないと伝えたが、「貸金業者からお金を借りればいい。報酬ですぐに返済できる」と勧められ契約。手続きをフォローすると言われてスマホに遠隔操作アプリをダウンロードして画面を共有し、指示された通りに操作して貸金業者から借金を事業者へ振り込んだ。しかし、作業をしても全く収入にならず、借金の返済もできない。

【トラブル防止のためのアドバイス】

- ・「簡単に稼げる」「放置したままで報酬が得られる」など、安さ、気軽さが強調された言葉で表現されているものは、うのみにせず慎重によく考えましょう。
- ・「借金を方法を教える」「借金してもすぐに元がとれる」と勧められても契約しないようにしましょう。確実に返せる保証は一切なく、事業者が解約や返金に応じない場合や連絡が取れなくなった場合は、借金だけが残ってしまいます。
- ・遠隔操作で貸金業者サイトなどに登録をしたときは、事業者に ID やパスワードを知られているおそれがあるので、悪用されないようすぐにパスワードを変更しましょう。

問 合 せ あわら市消費者センター ☎ 73-8017 ✉ seikatsu@city.awara.lg.jp
消費者ホットライン ☎ 188（局番なし）「泣き寝入りは、いやや（188）！」



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター「イヤヤン」

狂犬病予防集合注射を受けましょう

狂犬病予防法では、生後 91 日以上の子犬の飼い主に対し、年 1 回の狂犬病予防注射の接種を義務付けています。また、飼い主は市が交付する注射済票を、常に犬に身に付けさせなければなりません。

市では、集合注射を実施しますので、都合の良い会場で接種してください。

■ 持ち物

お知らせのはがき（3 月下旬に郵送）

※ お近くの動物病院でも接種できますが、病院によって注射料金が異なることがあります。

お知らせのはがきが届いた人は、はがきを持参してください。

※ 飼い犬が死亡している場合にも届け出が必要ですので、ご連絡ください。二次元コードを読み取って「ふく e - ねっと」から届け出することもできます。

■ 問 合 せ 生活環境課 環境 G ☎ 73-8018

🐾 4月10日（水）🐾

9:30～11:30 市役所
西側駐車場

13:30～14:20 湯のまち公民館

14:40～15:10 本荘公民館

🐾 4月12日（金）🐾

9:30～10:10 北潟公民館

10:30～11:00 細呂木公民館

11:20～11:50 名泉郷会館

13:40～14:30 坪江公民館

🐾 4月14日（日）🐾

10:00～12:00 市役所西側
駐車場

13:00～15:00 市役所西側
駐車場



▲ 申請はこちらから

飼い犬の登録について

狂犬病予防法では、犬の所有者は、犬を取得した日から 30 日以内に、住んでいる市町村の長に犬の登録申請をしなければならないと定めています。飼っている犬が市に未登録になっている人は、速やかにご登録をお願いします。



■ 登録方法

(1) マイクロチップを装着している場合

- ・ 右の電子申請から「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にアクセスする
- ・ 「犬や猫の飼い主の方」を選択する
- ・ 次のどちらかから必要事項を入力
 - ① 既にマイクロチップを装着済みの犬は「所有者の変更登録」
 - ② 自身で動物病院などにてマイクロチップを装着した犬は「マイクロチップ情報の登録」

(2) マイクロチップを装着していない場合

- 新規登録の場合：窓口にて手続き
登録料 3,000 円
- 転入の場合：窓口にて手続き
登録料不要
- 死亡の場合：窓口での手続きのほか、
電子申請、電話やメールでの申請

■ 狂犬病予防注射済票の交付について

注射済票の飼い犬への装着は、狂犬病予防法第 5 条第 3 項で義務づけられています。年に 1 度の予防注射をあわら市の委託病院以外で接種した場合、注射済票が当日交付されないため、市役所窓口で交付手続きが必要です。

■ 問 合 せ 生活環境課 環境 G ☎ 73-8018



▲ ホームページ